

古文書から小郷土史探訪 —豊臣秀吉、天誅組など—

山 田 孫 平

1. はじめに

古文書から連想されるのはどのようなものでしょうか。古代文明時代の象形文字で書かれた文書といったものを連想される場合もあるでしょう。あるいは、日本の江戸時代の文書を思い浮かべる方もおられるでしょう。さらに、重要文化財級の文書を連想される方もあるかと思われる。また、昨今、お宝鑑定などで注目されるようなものもある。しかし、あまり注目を引かないで家庭にひっそりと眠っている古文書もあり、このような埋もれた古文書は案外多く存在している。そうした古文書で、公の機関で鑑定され、また、流行のテレビ番組のお宝鑑定で高額な価値のある文書として発掘され、それがきっかけで注目を浴びて世に出る場合があるものの、そのようなケースは稀といえる。ところで、古文書として歴史を感じる興味ある内容が書かれていることとしては、たとえば、歴史的人物名が記載されているものは、当然興味をそそられるでしょう。また、その時代の流れの変化（天変地変や騒乱など）もその一つかもしれない。古文書の時代としては明治、大正、昭和も対象でしょうが、希少価値からは、江戸時代を含めた以前のものではないかと考える。最近古い時代の書物としての古文書に出会うのは、歴史博物館で公開される等であり、非常に少なく、わざわざ見ることも無い。古文書が発見されれば、その内容で当時の状況を知る手掛かりになり、その時代の歴史を明らかにすることが出来る等の事例としての価値が生まれる。古文書が歴史的新しい事柄（新発見）を得る有用な情報元に繋がるともいえる。歴史といっても、日本史といった広いものでなく小郷土についての出来事であっても、地域全体の繋がりから、更には日本史への大きな繋がりへの発展・展開といったロマンも期待できるかもしれない。

本誌投稿者は古文書の専門ではないが、個人所有の古文書について、一部をご紹介しますこととした。本論では、本誌投稿者所有の古文書（未公開）4例についてご紹介する。

2. 古文書1例（江戸時代の古文書）

古文書の詳細内容や重要性は歴史専門家にお任せすることとして、やはり興味をそそられるのは知名度の高い名称が記載されている古文書ではないかと思われる。また、重要な点として古文書が見つかった場所、時期そして内容等があるでしょう。まず、お示しする古文書1例目は「豊臣秀吉の葬儀参列者の写し」である。写し書きの時期は文政12年と徳川家定（徳川13代目）の時代のもので、文政はオランダのシーボルトが来訪している時期でもある。写し書きしたのは筆者の先祖ですが、秀吉が死去したのは慶長3年で文政12年の23年前の事です。何故この時期に写し書きしたのかは不明です。それはさて置き、その内容ですが、表紙を含め33ページに渉る冊子である。表紙には秀吉の法名が記載されている。「国泰祐松院殿靈山俊龍尊儀正一位豊国大明神」と記載、後の文献では「国泰祐松院殿靈山俊龍大居士」とされているが、これはその当時、権威を示す為に、豊国大明神、と記載のように神として示したのかと思われる。後の徳川家康が同じように日光に神として祀り上げ東照宮を作った様に権威を鼓舞する為のものと思察される。この時代はやはり天下統一後の時代背景もあり、権威を重んじていた時代の様である。

次に、諸国の有名な大名が列記され、例えば5ページに、十万石・毛利河内守（秀秋）・付き人三百人、三十万石・鍋島加賀守（直茂）・付き人三百人、六十三万石・島津兵庫守（義弘）・付き人五百人、二十四万石・長曾我部土佐守（盛親）・付き人六百人、五十万石・伊達陸奥守（政宗）・付き人六百人、八十万石・佐竹右京太夫（義宣）・付き人六百人などと記載。10ページには馬上に装束した大名として百二十万五千石・毛利中納言輝元卿・付き人五百人、13ページには馬上装束、拾三万石・岐阜中納言（織田）秀信卿・付き人五百人、14ページには、ご装束馬上として徳川内大臣家康公・付き人五百人、20

ページにご装束馬上で大納言秀頼公・付き人記載なし、21ページにご装束馬上で百二十万石・前田大納言利家卿・付き人五百人とある。

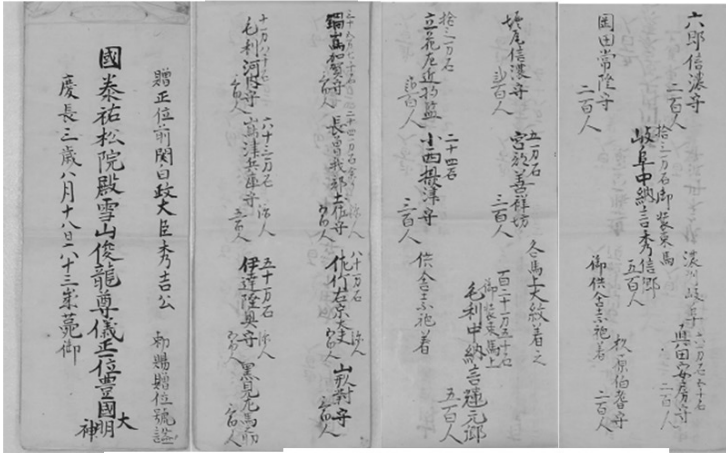
豊臣秀吉葬儀参列者写し (1)

表紙

P.5

P.10

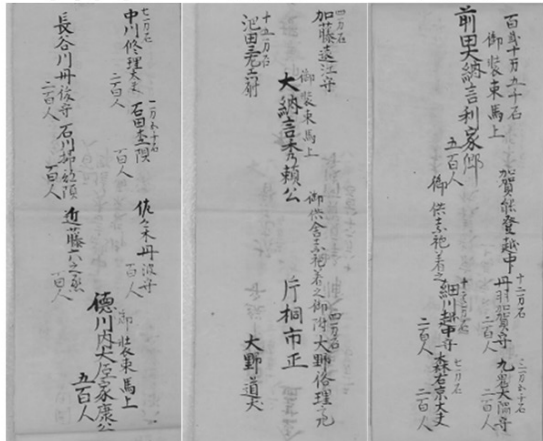
P.13



P.14

P.20

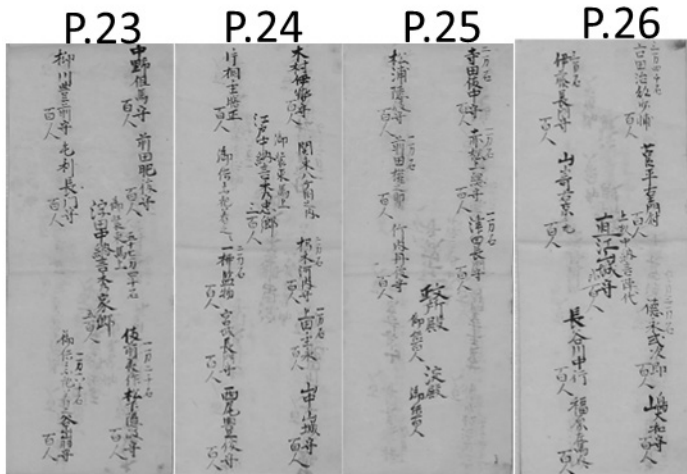
P.21



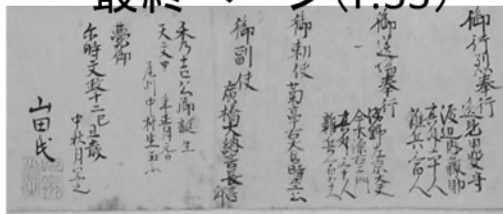
23ページには、ご装束馬上、五十七万石・浮田中納言秀家卿・付き人五百人、24ページにご装束馬上、江戸中納言秀忠卿・付き人三百人、25ページに、

政所殿(ねね)・お供百人、淀殿・お供百人、26ページには上杉中納言(景勝)陣代として直江山城守・付き人に百人、と当時の歴史上有名な大名等が記載され、如何に大々的に行われたものか窺い知れるところである。最後の33ページには、文政十二年に写し書きしたことが記載されている。写し書きではあるが、これだけの多くの大名達が参列しており、その光景が見て取れるようである。

豊臣秀吉葬儀参列者写し(2)



最終ページ(P.33)



3. 古文書2例(江戸時代の古文書)

次にお示しするのは「香具商人」について書かれた申し渡し書のごときものと考えられる。詳細内容は専門化にお任せすることとして、非常に興味深い

は、やはり江戸時代の有名な名前が出てくることでしょう。特に、江戸時代の享保の良く知られている人の名前が書かれていることである。当時の老中であつた松平伊豆守信祝、そして江戸町奉行大岡越前守忠相である。特に江戸町奉行の大岡越前守が大きく関与している様である。

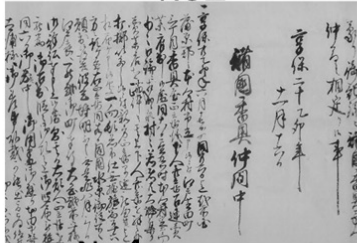
歴史的に享保の改革のように、享保3年頃から幕府から香具商人についての扱いを定めるような動きがあつたようである。そして、各地域の情勢を探る、いわゆるスパイ的な役割として、また、ひそかに各領地を渡り歩く権限を与えるといった意味合もあり、また、逆にその権限を悪用されないように取り締まる幕府からの通達的なものであつたと考えられている（一般史実として享保3年に大岡越前守が香具商人を幕府組織の末端に組み込んで、スパイ活動をさせる隠密的な役割をさせようとした様である）。その動きから、享保20年に江戸町奉行の大岡越前が香具売買・露天行商組合を公認し、扱う商品は軽い物。嵩（カサ）の低い物、比較的価値の高いもの、珍しい物が主体で、持ち歩くのが楽なものとして制約され、必然的には、薬、化粧品、砂糖、たばこ、小間物類が販売の主となり、香具商人（別名香具師など）と呼ばれるようになったとされている。何故、香具なのか、大勢を引き連れて売る「通い商人」が盛り場で薬を売り、全国津々浦々まで妙薬を広め、一分金に似た「万金丹」、越中富山の「反魂丹」、小田原の「外郎（ういろう＝薬として）」、楊枝、携帯用の香袋を売ることから、「香具」と呼ばれたとされている。「辻治療」「膏薬売り」「按摩導引」は人を立てて、愛想のよさから薬や歯磨きを売るので、「香具商人」されていた。このように表向きは薬に関わることを生業にする行商人の様な者と考えられる。

以下添付の古文書は大岡越前守の名がある最初の文面（No1）や享保年代に諸国香具仲間中として書かれた内容（No2）があるが、内容はともかく（詳細内容は専門家に委ねるとして）それに列記されている人物が幕府要職にあるもので、御老中として5名そのトップが、松平伊豆守、御寺社奉行として2名でトップが松平何がし（右近～）、御勘定奉行2名でトップが、本田長門守、御町奉行2名でトップが大岡越前守、・・・（No3と4）と列記され、この内容の

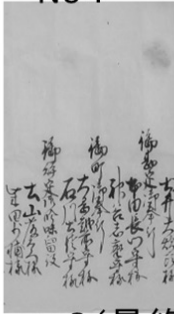
重要性が見えてくる。また、そのあとに、葉に関することなので、御評定御吟味方としても2名列記されている (No5)。書かれた時期は天保4年 (1833年) (No6) であるが、文章の流れから最初に出てくる年代の享保20年 (1735年) 頃の写し書きからするとほぼ100年近いものである。その内容を遵守踏襲されていたのであれば、香具商人については、やはり幕府からの申し合せ事項的 (お定め書的?) な事柄として重要性の高いものであったと推測される。

香具商人の古文書

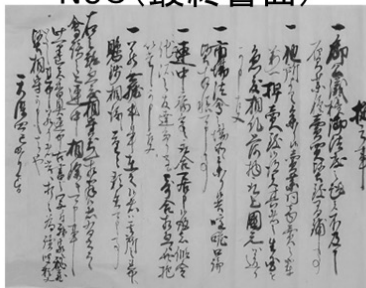
No2



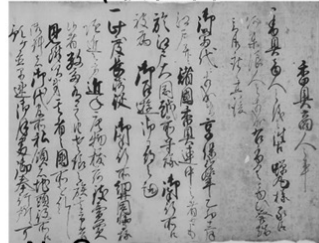
No4



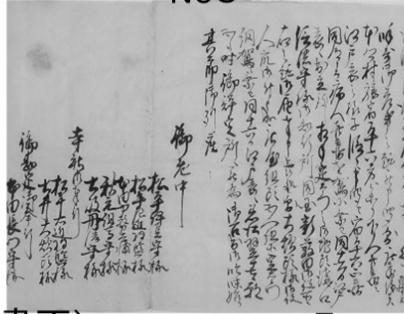
No6 (最終書面)



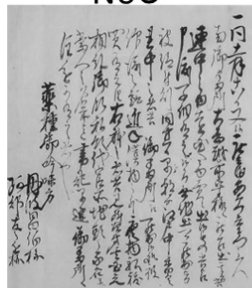
No1(最初書面)



No3



No5



「香具商人の事」の古文書の解説

(大東市史編纂委員 岡村喜史による)

「香具商売二付定書」

香具商人之事

古文書原文 No 1

一香具商人之儀者、往古蟬丸様家御
 何某浪人と相成、右香具商ひ発端
 二而御座候、其後
 御当代ニ相成候而、享保貳拾年乙卯十二月
 江戸并ニ諸国香具連中之者とも
 於江戸大岡越前守様 御奉行所江
 被為 御召遊御尋之趣
 一此度長崎従 御奉行所細井因幡守様
 随近之方、近年唐物抜荷致売買
 候者数多有之由、左様之族其方共
 見附次第其者之国所を糺し
 御料者御代官所、私領者地頭役所江
 預ケ置、早速御月番御奉行所へ可

訴出事

一人参・虎之胆・麝香・龍腦、其外
 諸薬種唐物之儀者、御印無之類
 又者長崎証人売上無添諸薬種
 致売買者有之者、可訴出事
 右之趣致 仰渡候間急度相守、其砌
 国々遠路之儀、又者十三香具之訳迄
 逐一御尋ニ候処を、越前座庄兵衛・丸屋安右衛門・
 尾上兵右衛門と申三人之者香具商人
 罷出速ニ言上仕候処、十三香具之究り
 第一辻医者 第二居合拔 第三空鐘廻し

第四曲鞠 第五諸国触壳 第六妙薬取次売

第七睨 第八上竿奴 第九見世物

第十懐中掛香具 第十一菓物売

第十式小間物売 第十三火燧蒲朽

右拾三香具究り、其節御察当

被遊御尋候趣

第壺辻医者、是ハ外科口中療治

按摩導引仕候故、辻医者と申上ル、

第貳・第三・第三右三組ハ変散芸

術売薬商人と申上ル、

第五諸国触壳大勢引連江戸・

京都・大坂田舎在々迄家別差込

売通ル売薬商人、是者売薬諸

国弘メ商人と申上ル、第六妙薬取次

売、是者目之前ト申壺歩万金丹、

或者越中富山反魂丹、小田原外郎

梅木せさい売商人と申上ル

第七睨、第八上竿奴、第九見せ物

右三つ御香具と看板出し齒磨

を売故、変散見世物売薬商人と

申上ル、第十懐中掛香売、是ハ

江戸表二而御屋敷方へ参り香具匂

袋売商人と申上ル

右拾組ハ売薬香具と申事尤也、

其外小間物売、火燧売、菓物

売御察当、右三人之者御返答申上ル

趣、第十一菓物売、是と蜜柑・梨

子・砂糖漬菓子を売、香具中間

薬売とは如何と御座候処、丸屋
 安右衛門右御察当御返答申上候者、
 都而蜜柑ハ風邪を発散し、梨子者痰
 を去り申候菓物故、是を売薬香具
 仲間と申上ル、第十二小間物売、是ハ櫛・
 かんさし・煙草之類を売商人を香
 具中間とハ如何と御尋被遊候ニ付罷出、
 速ニ尾上兵右衛門御返答申上候ニハ、右之
 商人ハ紅白粉売候故、紅ハ口中之熱氣ヲ
 去、白粉ハ顔之面頬を切薬故、是を香
 具と申上ル、第十三火燧蒲朽、江戸
 升屋・京都吉久・大坂明珍と申
 火打火口売商人を香具仲間
 売薬とはいかゞと御尋ニ付、越前屋
 庄兵衛申上候者、是者先年北国ニおゐて
 旅人山中ニ入膝を摺剥候節、右之
 火口を以血止ル、当氣を退候故、売薬
 香具之仲間と申上ル、其砌りより拾三
 香具と相定御免売薬并制札

蒙り御記録ニ諸国香具商人

古文書原文 No 2

仲間と相定り候事

享保二十乙卯年

十一月十六日

諸国香具仲間中

一享保廿乙卯年六月十七日方同廿六日迄越前（後）国

蒲原郡本郷村市立申候ニ付、江戸芝田町

三丁目香具屋正兵衛儀、下人喜兵衛召連売

薬店出し候処、同十八日昼九つ時本郷村定右衛門と

少々口論ニ相成候処、村々若者共大勢集り 古文書原文 No 2 の2
 売薬店を踏碎キ、其上下人喜兵衛を殊之外
 打擲いたし候ニ付、親方正兵衛早速庄屋方迄
 相届ケ申候処、一向頓着不仕無抛旅宿平六
 方ニ預ケ置、右正兵衛同十九日同国水原御役所へ
 願出候得共、彼是埒明不申、無是非八月三日
 江戸表へ罷越御町奉行大岡越前守様へ
 御訴訟奉申上候処、則其日右願人正兵衛を
 被為 御召出段々御糺之上御間届被遊、
 同六日御老中御用番御懸り本田中務
 太輔様へ御差紙頂戴可罷出旨被為仰付、

同日早朝方罷出漸々昼七つ時ニ御印不残頂戴
 仕、翌七日江戸表を出立致し、同十一日昼七つ時
 本郷村へ着仕候、庄屋方へ罷越御差紙拜見
 之由申候得者、庄屋大ニ驚早速相手定右衛門ヲ

呼寄御差紙之趣被申聞、則庄兵衛儀者 古文書原文 No 3
 本郷村旅宿平六方へ参り、下人喜兵衛ニ
 江戸表之様子段々申聞せ、宿平六・正兵衛
 同道ニ而病人喜兵衛を駕に乗せ、同十六日江戸
 表へ出立致し、相手定右衛門之御地頭溝口
 信濃守様御知行所同国新発田御役所へ
 右之趣御届奉申上候処、則大炊頭様御役
 人衆御付被成、庄屋・組頭・五人組等定右衛門
 網駕ニ乗せ、同十六日江戸表へ着仕、翌十七日朝
 五ツ時御評定所へ被為御召出御吟味始り、
 其節御列座

御老中

松平伊豆守様

松平左近将監様

古文書原文 No 3 の 2

本田中務太輔様

秋元但馬守様

土岐丹後守様

寺社御奉行

松平右近将監様

土井大炊頭様

御勘定奉行

本田長門守様

神谷志摩守様

古文書原文 No 4

御町御奉行

大岡越前守様

石川土佐守様

御評定御吟味留役

土山藤右衛門様

柴田少輔様

其後御吟味之上口論之砌、若者共都合五十七人
 致打擲候故、彼者共追々御訴人江戸表へ
 被為御召出、香具屋喜兵衛病氣二付相手
 定右衛門入牢被為仰付、残五十七人之者共手錠
 之上宿預ケ被仰付、尤十一月四日迄延引ニ
 相成候二付、相手定右衛門牢死致し候故、同五日
 双方被為御召出濟口証文残り五十七人之者
 手錠御赦免之上不残過料
 被為仰付候事

支配下不吟味之過料

庄屋 三貫文

組下悪党之者過料

貳貫文

組合取扱不濟過料

壹貫文

五人組大勢申合徒党之

過料

貳貫文

右之趣五十七人御暇被下置、越後之者共帰国
仕、喜兵衛儀者南御番所江被召出療治
金として錢拾貫文被下置候、其砌
香具連中被召出し、国々遠路之儀并
十三香具之訳迄委細ニ被遊御尋候処、
香具屋正兵衛・安右衛門・兵右衛門三人罷出、不残
奉申上候故、十三香具之次第相極メ候者也

一同十一月十八日又候庄兵衛・安右衛門・兵右衛門三人

古文書原文 No 5

南御番所大岡越前守様へ被召出、其方共
連中之内遠国へ商売ニ出候もの共江
申渡候子細有之候間、無他出可罷出旨
被仰付、則廿一日早朝江江戸中香具
連中之者共 御番所江罷出候処、被
仰渡し之趣近年漢物之外唐物船拔
買有之由、右体之者共見附次第其国元
相糺、御領・私領・代官所・地頭之家名并
当人之名前迄書記、早速御番所へ
注進可有之者也

薬種御吟味方

丹波昌伯様

阿部友之進様

右之趣大岡越前守様御番所へ

香具屋右三人之者共へ急度可相守様

被仰付候間、未々迄右之趣急度相守

可申事

古文書原文 No 6

享保廿乙卯年十一月十三香具御改已後
定之事

一御公儀様御法度之趣者不及申

麿葉種売買堅致間敷事

一他所より参り候売薬同商売之輩

万一押売致候得者、其者之生国を
急度相糺、荷物取上国元へ送り

可申事

一市場・法会之場所へ参り候共、喧嘩口論

堅仕慎可申事

一連中病氣ニ取合居申候得者、仮令

他所之友達たりとも、寄合相互ニ介抱

いたし可申事

一若無抛用事在之候者ハ、其所之連中へ

懸銭相渡し、重々頼置可申事

右之趣急度相守、万一相背候者有之候ハハ、

会谈之上連中相除キ可申事

此一巻者香具連中古書之写ニ付、我家ニ秘蔵

いたし、連中若イ者共へ折々為読聞、猶又

堅相守可申者也

天保四巳九月十八日

(以上が添付古文書の文面内容である)

享保20年(1735)11月に取り決められた香具商人についての内容を、後々まで読み聞かせていたもので、それを天保4年(1833)に書き写したものである。香具商人はもともと香道具を取り扱う商人であったが、香木など中国や朝鮮からの輸入品(唐物)を扱ったことから、中国大陸からの薬

類の取り扱いまで広がったようである。唐物を扱う香具商人が抜け荷を働くといった不法行為を行うなどの問題が生じた。さらに薬類の取扱について香具商人同士の争論となったため、江戸南町奉行の大岡越前守忠相らが裁定を下したということである。享保20年3月6日に江戸幕府が唐人参座を江戸に設置していることを確認でき、このころ中国からの輸入薬類の規制と管理が行われていることがわかるので、この一連の流れのなかのものかと思われるが、今後、厳密な分析が必要である。

4. 古文書3例（河州讃良郡中垣内村高反別指出帳）

次の古文書は、大阪の河州讃良郡中垣内村の年貢について書かれたものである。年貢の台帳で、郡山藩に収めたという直接の記載は無いが、享保9年の当時の歴史的な管轄としては、5代将軍徳川綱吉の側用人を務めて幕府に大きな影響力を示した柳沢吉保の長男の吉里が、享保9年に甲斐国（山梨県）甲府から大和郡山藩15万石に移封となり、幕末まで柳沢氏が藩主を務めたとされるのは周知の事実であり、奈良の郡山藩に年貢を納めていたと考えられ、本記載の年貢の状況が、その当時の状況を窺い知れる。何故、大阪のこの地区が、郡山藩の管轄になっていたかはわからず、他の古文書に託したい。

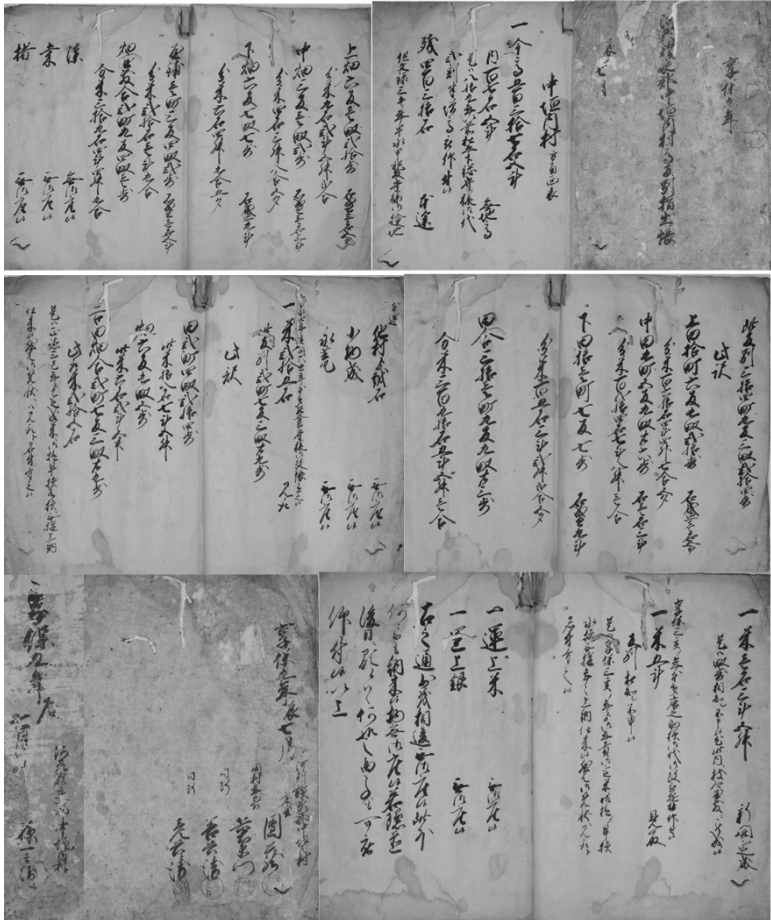
「河州讃良郡中垣内村高反別指出帳」の古文書の解説
(大東市史編纂委員 岡村喜史による)

表紙に享保9年（1724）7月と書かれているので、今から300年近く前のものであるとわかる。山田家が江戸時代に庄屋を務めていた中垣内村は、河内国（現在の大阪府下東部）にありながら、近隣の野崎村・寺川村及び龍間村の一部とともに、江戸時代を通じて大和国（奈良県）の郡山藩の領地とされていた。このためこの古文書は、郡山藩に対し中垣内村年貢の納入状況を知らせたものである。

郡山藩は、豊臣秀吉の弟である豊臣秀長が本格的な築城をしたが、天正19年（1591）に没したため、その後豊臣大名の増田長盛が領主となった。慶長5年（1600）の関ヶ原の戦い後は一旦江戸幕府の直轄地となったが、元

和元年（1615）の大坂夏の陣の後には江戸幕府の譜代大名が入部することとなり、水野氏・松平（奥平）氏・本多氏・松平（藤井）氏・本多氏へと受け継がれた。

「河州讚良郡中垣内村高反別指出帳」の古文書原文添付



その後、5代将軍徳川綱吉の側用人を務めて幕府に大きな影響力を示したことで知られる柳沢吉保の長男の吉里は、享保9年に甲斐国（山梨県）甲府から大和郡山藩15万石に移封となり、幕末まで柳沢氏が藩主を務めた。

この古文書は、柳沢氏が郡山藩の領主になった際、領内の各村に対してそれまでの年貢の納入状況について報告させたものの一つで、中垣内村の庄屋と3人の年寄が連名で報告した台帳である。

これによると、この時の中垣内村は、総村高（評定の収穫高）が537石5斗とされているが、これは89年前の寛永13年（1636）年に耕作地について2割半増とされたため、文禄3年（1594）の検地では430石と評定されていたという。また、耕作地の総面積が34町9反3畝24歩で、このうち上田が10町6反9畝20歩、中田が9町5反9畝26歩、下田が11町7反7歩、上畑が6反1畝20歩、中畑が3反1畝2歩、下畑が6反7畝7歩となっており、田の割合が圧倒的に高かったことがわかる。なおこのほかに屋敷地が1町3反4畝2歩と、畑屋敷（屋敷と登記されているところを畑として使用している地）が2町9反4畝1歩である。

年貢の納入実績については、宝永4年（1707）には米25石と査定され、正徳3年（1713）以後、旱魃や水害にかかわらずこの分を毎年納めており、このほかにも緊急時用の備蓄米を入れておくための郷藏の維持費として米1石3斗5升が毎年拋出されていることや、享保3年（1718）からは米5斗が年貢として納入していると報告された。

5. 古文書4例（天誅組名前五條一件写帳）

次の古文書は、吉村虎太郎を始めとする尊王攘夷派による「天誅組」の変に関するものである。内容は天誅組の壊滅直後に入手した資料を書き写したもののようで、京都守護職の松平容保が紀州藩や郡山藩などに対して天誅組の討伐を命じ、その後、天誅組が壊滅し、その直後の状況を示す資料である。

「天誅組名前五條一件写帳」の古文書の解説

（大東市史編纂委員 岡村喜史による）

これは、文久3年（1863）8月17日に吉村虎太郎を始めとする尊王攘夷派が、「天誅組」と称して大和国で蜂起した、いわゆる天誅組の変に関する古文書である。

「天誅組名前五條一件写帳」の古文書原文抜粋添付（特に捕虜所持品関係）



天誅組の変は、8月13日の孝明天皇の大和行幸による神武天皇陵参拝と攘夷親征の詔勅を受けて、8月17日には吉村虎太郎や十津川郷士らが大和五條の代官所を襲撃してここに本陣をおいた。ところが、朝廷内は公武合体派に牛耳られたため8月18日には攘夷推進派の三条実美らは失脚し（八月十八日の政変）、京都を脱出して長州に向かった。このため天誅組は一気に形勢が逆転し、京都守護職の松平容保は高取藩・彦根藩・津藩などに天誅組の追討命令を発した。当初天誅組に好意的な立場にあった高取藩はこれを受けて翻意したため、25日には中山忠光が率いる部隊は奇襲すべく高取城に向かった。ところが翌26日早朝、高取藩の砲撃を受けて天誅組は敗走して五條に逃げ帰った。この敗戦に激昂した吉村は、26日に高取城に迫って城下に放火して討ち入る

うとするも失敗して銃撃を受けて負傷した。

松平容保は、紀州藩や郡山藩などに対して天誅組の討伐を命じたため、諸藩兵が五條に進軍したことで天誅組は十津川郷へ撤退した。そして9月16日には十津川郷士の離反によって天誅組は総崩れし、15日に中山忠光は進退窮まって天誅組の解散を命じた。

この古文書の表紙には、「文久三年九月十九日」とあることから、天誅組の壊滅直後に入手した資料を書き写したものである。47人の名前を列記した後に、「右書附は、八月二十七日敵軍生捕之懐中に有」りとあることから、高取城奇襲直後に幕府軍によって捕虜となった者が所持していた書付を写したものである。

この時捕まった47人の名前と年齢及び所持していた武器について、次のように記されている。

矢野忠次郎盛光	56才		野長瀬定兵衛光盛	36才	鉄砲
保田太重郎	45才	鎗	仲田武兵衛通行		
瀧久次郎盛行	19才	鉄砲	亀田貞祐定兼	38才	
杉村作治郎		鉄砲	田中保蔵	42才	鉄砲
瀧崎万平		鉄砲	杉田与兵衛盛吉	46才	鉄砲
浦之家伊兵衛	38才		牧田徳兵衛	34才	鎗
中牛定之丞	38才		留山千吉		
池田重兵衛	49才	ヨキ	中村亀蔵	45才	鉄砲
前岡安兵衛	23才		源瀬延助	45才	鎗
橋谷秀蔵	36才	鎗	上之家宇兵衛	33才	鉄砲
中田喜之助	52才		上野弁助		
野長瀬順六		鎗	羽根久兵衛		
松木力之進	36才		増田豊吉	26才	鎗
橋谷重右衛門	38才	鉄砲	源瀬弥市郎	56才	
源瀬弥蔵	56才	鉄砲	下村宇之吉	33才	弓
中井万之助	36才		前佐古長兵衛	37才	

渡新助	45才		野長瀬庄兵衛	40才
植村嘉右衛門	50才	ヨキ	杉村辰蔵	46才
中西弥作郎	32才	弓	片岡泰介良昇	35才 鉄砲
中井米蔵	56才	鑓	中津源之助	56才 鉄砲
大津忠兵衛	39才	鑓	湯平房蔵	33才 鉄砲
上平久七	19才		東喜兵衛	44才 鉄砲
倉本要蔵	44才			

6. あとがき

古文書については本誌投稿者の先祖が残しておいた遺物である。歴史的価値があるかどうかは別として、今回古文書をご紹介したのは、私の居宅である大阪府大東市という地区と奈良の地域との関係にある。大東市と奈良では一見、直接関係がない様に思われる。ところが、大東市は古くは（江戸時代）は河内国讃良郡の4村の一つとして奈良の大名であつた大和郡山藩（15万石、当時は柳沢家）の管轄領地であつた。その為、多少それに関わるものとして残っていた様である。例えば、郡山藩藩札小引換所の看板、年貢米献上先の奈良大乘院御門跡御用の立て札、捕り物用具の3点等も残されている。



捕り物道具3点

藩札看板 年貢立て札

「大乘院御門跡御用の立て札」の大乘院とは1087年（寛治元年）に創建され、平安時代から江戸時代に栄えた門跡寺院の一つで、廃仏毀釈の影響で明治初年には廃寺となり、現在その敷地内の一部が奈良ホテルとなっており、庭園としては「名勝旧大乘院庭園」の名で1958年に国の名勝に指定されています。

その他の古文書において、「塩焔題消録」と題した大塩の乱の始末記等があるが、196頁に及ぶ長文冊子の為、本誌への掲載は見送った。

これらの遺物としては、藩士でない庄屋・郷士等として金融・税・取締等で藩にも参画し、その歴史的流れから、古文書等が残されていた様である。

今回の3件の古文書は知名度の高い人物を中心としたものを紹介させていた。江戸時代の古文書でも歴史上に有名な人物が掲載されれば、何かしら実感が得られ、その時代の歴史感に親しみを持つことが出来るかもしれない。

今後、図書館・博物館などで歴史的著名な人が記載された古文書を見学されること等があれば、古文書の歴史的意味合いを直に感じ取り、古文書への関心を持っていただければ幸いである。

最後に古文書に関して大東市史編纂委員の岡村喜史氏には古文書の解説と監修いただいたことに感謝いたします。また、大東市産業・文化部生涯学習課職員の佐々木拓哉氏には本誌古文書の投稿に当り、ご協力いただいたことに感謝いたします。

（奈良県立医科大学非常勤講師・博士研究員・化学教室）